

静情審第6号  
平成30年5月29日

静岡県知事様

静岡県情報公開審査会  
会長 牧田晃子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年9月23日付け農計第239号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

一の開示請求に対してなされた部分開示決定の後にその余の文書が存在しないとして行われた非開示決定に対する審査請求（諮問第211号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

別記1に掲げる公文書開示請求に対し、別記2の表中、類型欄のア及びイの文書について、その一部を開示しないこととした後その余の文書は存在しないとした静岡県知事の決定については、別記2の表中、類型欄のウの文書に関して非開示情報該当性を判断した上で、改めて開示決定をすべきである。

### 2 審査請求に至る経過

- (1) 平成28年3月28日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、別記1に係る公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、平成28年4月7日、実施機関は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 平成28年4月21日、実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、別記2の公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、条例第7条第2号に該当するとしてその一部を開示しないこととする公文書部分開示決定（以下「先行決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 実施機関と審査請求人との間で認識が一致していないが、平成28年4月25日に実施機関が本件対象公文書の開示を実施した際、審査請求人から追加して開示するよう求めがあり、仮に本件対象公文書以外に文書を保有していない場合、その理由を書面により明らかにすべきことを求められたとして、実施機関は再度文書の探索を行った。  
その結果、本件対象公文書以外に文書の存在が確認できなかったため、平成28年5月12日、実施機関は、本件対象公文書以外に対象となる公文書は存在しないとする公文書非開示決定（以下「後続決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 平成28年8月11日、審査請求人は、後続決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求を行い、同月12日、実施機関は、これを受け付けた。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、審査請求に係る処分を取り消し、請求に係る文書を更に特定した上で、当該公文書の全部を公開するよう求めるというものであり、審査請求人が審査請求書、意見書及び意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が、先行決定により開示された文書が少ないと実施機関職員に伝えたところ、当該職員が、この公文書の開示の誤りを認め、地籍図と地籍簿、検査文書全てを後日改めて開示すると発言したものである。審査請求人は地籍調査の成果の特定がないとは発言していない。

- (2) 実施機関職員が、先行決定による公文書の開示の誤りを認め、地籍図と地籍簿、検査文書全てを後日改めて開示すると発言したのだから、後続決定を審査請求人が求める必要がないことは明らかである。
- (3) さらに、4月28日には、対象となる文書が5、6千枚あるので、ゴールデンウィーク明けまで開示を待ってほしいとの発言があった。ところが、閉庁日である5月3日（祝日）に突然、文書が存在しないので開示できないことになったと実施機関職員から一方的に電話連絡（別途郵送による連絡）があり、数日前までは5、6千枚あったはずの文書が開示されないことになってしまったのである。
- (4) もともと先行決定は、部分開示決定であるので、実施機関が新たに後続決定を発する必要はないのである。実施機関職員は、4月28日の午後7時に、わずか2営業日後である5月6日を開示日として提示している。提示された5月6日までの探索期間は残り1営業日であることから、この4月28日の時点で先行決定で開示した文書の他開示する文書が存在していることを実施機関が認めていたことは明らかである。「4月28日の時点において当該文書が存在することを認識していたわけではない」と弁明するのであれば、条例第11条に違反した理由について説明を求めるものである。
- (5) 実施機関職員は、文書開示の意思を示した4月28日の翌営業日の5月2日に、静岡中央郵便局から、「確認の結果、先行決定で開示した文書の他開示する文書が現存しないことが判明しました」とする文書を審査請求人に郵送した上、祝日である翌3日に審査請求人宛て同様の電話連絡をしてきた。県庁からではなく静岡中央郵便局からの郵送、また祝日の電話連絡はあまりにも不自然である。実施機関が主張するとおり、探索範囲が5、6千枚の文書が存在するのであれば、4月26日から5月2日までのわずか4営業日で全ての探索を終了し、その上で「当該文書が現存しない」ことを確認して審査請求人に文書を送付することは、実施機関の事務能力に鑑みるに非常に不自然である。
- (6) 不自然でないと弁明するのであれば、実施機関職員に静岡中央郵便局からの郵送を指示した文書及び5月2日に休日出勤（時間外勤務）を命じた理由とその勤務実績が確認できる文書の開示を求める。
- (7) 不自然極まりない探索に対し、「文書探索により多くの時間を割いた」ので「不自然ではない」と弁明するのであれば、「文書探索により多くの時間を割いた」実績、すなわち、何人で何時間かけて何枚の文書をどのように探索したのか、その実績の開示を求める。これらの開示がなければ、実施機関職員の不自然な文書送付と電話連絡、また、文書の探索の不自然さを解明することができないので、必ず開示されたい。
- (8) 先行決定の際、審査請求人に本件対象公文書が地籍調査図も含めて35枚開示され、実施機関は、地籍図は存在しないと主張しているのだから、地籍図等が現に存在していることは、この実施機関の主張と矛盾しており、この点について実施機関は合理的な説明をする必要がある。審査請求人は、先行決定において35枚の文書が開示され、開示された文書が少ないと実施機関に指摘し、実施機関が文書を探索したところ、対象となる文書が5、6千枚

あるとの説明を受けていたが、突然開示されないこととなったため、先行決定により開示された文書以外にも開示すべき文書が存在するとして審査請求を行った。なお、本審査請求は、実施機関が先行決定において氏名等を開示しなかったことについては問題としておらず、開示された文書が少ないことについて問題があるとして、提起したものである。

- (9) 先行決定で開示された地籍調査の成果を見ると、9,244筆の調査が行われたことが分かる。この9,244筆のうち、約50筆分の地籍図(全体の0.5%)、約80筆分の調査図一部抜粋(全体の約0.9%)について審査請求人に開示された。驚くことに、この開示された地籍図の中には審査請求人の所有する土地が2筆、調査図一部抜粋の中には同じく1筆が含まれていたのである。地籍図全体の1%にも満たない地籍図等の開示であるにもかかわらず、審査請求人の所有する土地に関する図が3筆も含まれていたことから、実施機関による意図的な開示が行われたことは疑いようもなく、このことについて、実施機関の説明がされていない。
- (10) 開示時点において、実施機関は請求内容を意見書のとおり解釈していたとすることで、審査請求人が開示を請求している文書が「「認証請求」の文書である「特定文書」とその添付書類であると解釈した」根拠については、一切、真摯な回答(反論)をしていない。
- (11) 実施機関が対象公文書を限定(解釈)したのか、その根拠についての具体的な説明がない。「請求内容をこう解釈したのだから、一切聞く耳を持たない」という回答は、条例第1条の目的にかなっていない。審査請求人による「実施機関による請求内容の解釈の誤り」の指摘に対する実施機関の真摯な回答(反論)を求める。
- (12) 実施機関は、審査請求人との解釈の相違を受け、追加開示が必要なものについては別途対応を行っていると主張するが、本審査請求に係る開示請求とは別に審査請求人が行った公文書開示請求に対し、「別途部分開示を行った」ことが本審査請求における「追加開示」に当たると、本旨をすり替えて主張している。
- (13) 審査請求人が開示請求をしたのは、別記1の文書である。ところが、審査請求人が開示を請求した「それに係るすべての文書」に該当する「国の承認」や「地籍調査の成果を認証した旨の公告」に係る文書について、実施機関は一切開示していないのである。
- (14) 国土調査に係る文書は、静岡県の永年保存(長期保存)文書であり、そのような文書が不存在ということであれば、しかるべき調査を行った上で、非開示の決定をするのが当然である。永年保存(長期保存)文書を紛失したのであるから、大問題であるが、その点について合理的な説明がない。「永年保存(長期保存)文書を保有していないとして先行決定や後続決定を行ったわけではない」とする実施機関の主張は、5、6千枚存在している永年保存(長期保存)されている文書を何らかの理由により開示しないため、また、永年保存としなければならない文書を紛失したことをごまかすための単なる後付けの主張にすぎないと考えるが、このことについて、実施機関の説明を求める。地籍調査を行う際は、都道府県が認証者検査を行うこととなって

おり、本件に係る地籍調査においては静岡県が認証者検査を行う必要があるが、この認証者検査に係る文書が開示されていない。また、本件に係る地籍調査の区域は、昭和 46 年当時静岡県が管理していた土地を含んでおり、静岡県が財産の管理者として地籍調査に立ち会っているはずであるが、これに係る文書が開示されていない。

- (15) 先行決定の際に開示された地籍図などの文書には番号が振られているが、開示された文書の番号は飛び飛びとなっている。このことから、先行決定で開示された文書以外にも地籍図等の文書が存在することは明らかである。

実施機関が審査請求人に対し意図的な開示を行ったことは疑いようもないことから、番号が飛び飛びとなっているだけではなく、実施機関のいう「番号が付されていない」文書など、実施機関による再調査が必要である。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成 28 年 4 月 25 日に、審査請求人に対して先行決定に係る開示をした際、開示した公文書における認証請求書の添付書類の欄に記載されていた地籍調査の成果の特定がないとして、当該文書を追加して開示するようにとの審査請求人から求めがあり、実施機関職員が、地籍調査の成果を保有していないことを審査請求人に説明した。しかし、審査請求人から、追加の開示決定をすべきこと、仮に保有していないとする場合には、その理由を書面により明らかにすべきことを求められた。
- (2) 実施機関職員は平成 28 年 4 月 28 日に電話連絡をした際、先行決定により開示した文書の他、新たに開示の対象である文書が存在することを認識していたわけではなく、電話での発言は、探索範囲が膨大であることを伝えたものであり、開示対象となる文書のことを指していない。「地籍調査事業費による成果の送付及び認証請求について」と「それに係る文書」が 5、6 千枚存在していることを実施機関は認めていた」とする審査請求人の主張は誤りである。
- (3) 後続決定は、審査請求人の求めに応じ、一の開示請求に対し、先行決定の効力を維持させたまま、先行決定で対象とした公文書を除いて判断したものであり、矛盾するものではない。4 月 28 日の時点において、実施機関による文書探索が未了であったことから、実施機関は、4 月 28 日の時点において追加して開示すべき公文書が存在することを認識していたわけではない。
- (4) 審査請求人が不自然とする文書送付と電話連絡については、日数が限られている中、早期に伝達する必要があったことに伴うものであり、必ずしも不自然ではないと考える。また、文書の探索については、審査請求人からの早期対応の要望に応えるため、実施機関が文書探索により多くの時間を割いた結果であり、4 営業日で全ての探索を終了したことについて、必ずしも不自然ではない。
- (5) 地籍調査の成果の写しについては、実施機関において保有しているものではないが、一部又は全部の地籍図、地籍簿等が参考資料として認証請求書に添付されていることがあり、本件でも同様のものとして添付されていたもの

であると想定される。したがって、実施機関の主張における矛盾はないもの  
と考える。

- (6) 市町村が実施した地籍調査の認証事務については、おおむね、①認証請求、  
②承認申請、③承認、④認証、⑤認証後の成果の写しの送付、⑥公告の順で  
行われるものである。
- (7) 実施機関は、審査請求人から本件開示請求と同日付けで、別記3の公文書  
開示請求を受けており、それぞれの請求内容が、「認証請求」、「認証」の  
文書を指定したものであったことから、本件の先行決定においては、「認証  
請求」の文書である特定の文書とその添付書類であると解釈した。
- (8) 先行決定に係る開示を実施した際、審査請求人から開示文書が少ないとの  
趣旨の発言があったことから、先行決定での範囲に加え、年度や地区の近い  
地籍調査に係る文書の綴り及び地籍調査の成果が残存している可能性のあ  
るマイクロフィルム保管場所まで探索範囲を広げたものの、先行決定で開示  
した文書以外には、その存在を確認することができなかったものである。し  
たがって、先行決定で開示した文書以外に、実施機関で保有している対象と  
なる公文書は存在しない。
- (9) 国土調査に係る文書の保存年限については、文書の全てが永年保存（長期  
保存）であるわけではなく、認証請求に係る文書の開示を求める本件との関  
係でいえば、先行決定で開示した「認証請求書」が永年保存（長期保存）文  
書に該当する。なお、地籍調査の成果の写しについては、認証後、登記所及  
び実施者である市町村に送付されるものであることから、認証後は実施機関  
において保存するものではない。したがって、永年保存（長期保存）文書を  
保有していないとして先行決定や後続決定を行ったわけではない。
- (10) 本件に関しての文書探索を先行決定及び後続決定により既に2度実施し  
ており、実施機関として十分探索を行っていることから、更なる調査（探索）  
は不要と考える。
- (11) 審査請求人が言及している番号は、紙媒体で保存していた文書をマイク  
ロフィルムに転写する際に付される通し番号であり、文書を分割して転写し  
たために、出力された全てのページに番号が付されるわけではない。このため、  
開示した文書の一部が審査請求人の主張する「飛び飛び」の状態になってい  
ると考える。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件審査請求について

実施機関は、先行決定に係る開示を実施した際、開示された文書が少ない  
との趣旨の指摘を審査請求人から受けたため、別途、先行決定で対象とした  
もの以外に文書は存在しない旨の後続決定を行ったところ、審査請求人から、  
後続決定を取り消し、対象となる公文書の全部を公開するよう求めるとの審  
査請求が提起された。

公文書開示請求は、条例第6条第1項の規定により、所定の事項を記載し  
た書面を実施機関に提出して行うこととされているところ、本件開示請求に  
対しては、部分開示決定（先行決定）が行われており、先行決定により開示

したもの以外には対象となる公文書は存在しないとする、先行決定と実質的に同一の意味を有する非開示決定（後続決定）については、書面による開示請求を欠いたものであるともいえる。

仮に、後続決定については書面による開示請求を欠いているため有効な処分でないとした場合、先行決定に対する審査請求期間（行政不服審査法第18条第1項）は本件審査請求時点で既に経過していると考えられるため、本件開示請求に対するいずれの決定についても不服を申し立てることができないという不利益を審査請求人に負わせることとなってしまう。

このことは、先行決定と後続決定が実質的には同一の意味を有する処分であること及び実施機関が後続決定に対して不服を申し立てることができる旨の教示（行政不服審査法第82条第1項）をしていることを踏まえると不合理であるため、先行決定及び後続決定を一体的なものと評価し（以下、これらの決定をあわせて「本件処分」という。）、本件処分は後続決定があった時点で完結したもので、本件審査請求は審査請求期間内に適法に提起されたものと解することが妥当である。

以下、当審査会は、本件処分について判断するが、審査請求人が先行決定で非開示とされた部分について争っていないことから、当該部分に係る非開示情報該当性については判断しない。

## (2) 地籍調査事務について

地籍調査とは、国土の開発、保全、利用の高度化に資するとともに、地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）に基づき行われる調査（国土調査）の一類型で、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界（筆界）及び地籍に関する調査を行い、その結果を地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）にとりまとめることをいう。

地籍図及び地籍簿については、認証手続を経て、その写しが登記所に送付され、地籍簿の写しに基づいて登記簿の修正が行われるとともに、地籍図の写しが所定の地図として登記所に備えられることになる。

本件のように、市町村が地籍調査の実施主体となる場合の認証事務の流れは、以下のとおりである（法第19条～第21条及び国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第16条～第18条）。

### ① 認証請求

地籍調査を実施した市町村は、地籍図及び地籍簿を都道府県に送付した上で、当該地籍図及び地籍簿（地籍調査の成果）の写し2部を添えて、都道府県知事に認証請求書を提出する。

### ② 承認

都道府県知事は、審査の結果、地籍調査の成果の内容を適正と認めるときは、国に対して承認を求める。

### ③ 認証

国による承認後、都道府県知事は認証を行い、管轄の登記所及び実施主体である市町村に対してそれぞれ一部ずつ地籍調査の成果の写しを送付するとともに、地籍調査の成果を認証した旨の公告を行う。



(3) 本件開示請求の趣旨について

審査請求人が別記 1 の内容の開示請求を行ったのに対し、実施機関は、別記 2 の表中、類型欄のア及びイの文書を対象に、本件処分を行っている。

この点、本件開示請求は、地籍調査の認証事務のうち、認証請求に係る部分に限定したのではなく、認証事務全体に係る文書の開示を求めたものであると審査請求人が主張しているのに対し、実施機関は、本件開示請求が行われたのと同じ日に、審査請求人から認証に係る別記 3 の開示請求を受けたため、認証事務全体ではなく、認証請求（上記①）に係る開示請求であると理解したものであると主張している。

審査会事務局に上記事実関係を調査させたところ、審査請求人から本件開示請求と同日付けで、本件開示請求に係るものと同じ地籍調査の認証事務に関する開示請求が行われていることが確認されており、実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとはいえない。

よって、実施機関が上記のとおり本件開示請求の趣旨を理解したことは、本件処分時点におけるものとして、必ずしも不合理とまではいえない。

なお、審査請求人は、承認申請書及び認証書並びに都道府県が行う認証者検査の文書及び土地所有者等の立会に係る文書（地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）第 5 条、第 23 条等）が開示されていないと主張するが、本件開示請求は認証事務に係るものであり、かつ、そのうち認証請求に係る公文書の開示を求めたものであると判断したことから、審査請求人の指摘する上記文書は本件開示請求の対象には含まれない。

(4) 本件対象公文書の性質及び内容について

本件対象公文書は、昭和 46 年に浜松市が篠原地区において実施した地籍調査の認証事務のうち、認証請求に係る公文書で、浜松市から実施機関に提出された認証請求書（別記 2 No 1 から No68 まで）及び当該地籍調査の区域の一部に係る地籍図及び地籍簿の写し（別記 2 No69 から No96 まで）で構成されている。

なお、実施機関によれば、部分的に保管されていた上記の地籍図及び地籍簿の写しは、参考資料として保管されていることのある他の事例のものと同様、認証請求書に添付されたものと推測されるとのことである。

(5) 文書の探索について

審査請求人は、先行決定後に、対象となる文書が 5、6 千枚あるとの説明を実施機関の職員から受けたのに突然開示されないこととなるなど、不自然極まりない探索であり、先行決定により開示されたもの以外にも開示すべき文書が存在するはずであると主張している。

審査会事務局職員が実施機関に確認したところによると、実施機関においては、審査請求人と本件開示請求前から本件の地籍調査の手続に関してやりとりがあり、当該地籍調査に関する文書がマイクロフィルムにより保存されていることを把握していたが、念のため、文書の保有状況を確認するために執務室内の資料（ファイル管理表及び文書保存カード）を確認したところ、本件開示請求の対象となる可能性のある文書の存在を推認させる情報は確認できなかったとのことである。

また、マイクロフィルムにより保存されたものの探索について実施機関に確認したところ、本件開示請求が昭和 46 年に浜松市篠原地区で実施された地籍調査に関するものであったことから、マイクロフィルムの件名目録の所属年度欄に「昭和 46 年度」と記載されており、かつ、件名欄に「浜松市」と記載された 3 本のマイクロフィルムの内容を実際に閲覧したところ、「地籍調査認証承認請求書浜松市 44」（別記 4）に本件対象公文書が保存されていることが判明したとのことである。

この点、当該マイクロフィルムの内訳について当審査会事務局職員に調査させたところ、別記 4 のとおり、マイクロフィルムに付された頁番号の 1 から 303 までには浜松市内の他地区の地籍調査に係る文書が、304 から 307 までには本件に係る地籍調査の承認申請書等が、308 から 355 までには本件に係る地籍調査の認証請求に係る文書（本件対象公文書）が、356 以降にはマイクロフィルムの撮影証明が保存されていることが確認された。

さらに、実施機関に確認したところでは、先行決定の開示を実施した際、開示された文書が少ないとの趣旨の指摘を審査請求人から受けたため、所属年度を昭和 46 年の前後 2 年まで広げてマイクロフィルムの件名目録の記載や、地籍調査の成果が保管されている可能性のある執務室内の保管場所も確認したが、本件開示請求の対象となる可能性のある文書の存在を推認させる情報は確認できなかったとのことである。

実施機関は、以上の探索の結果、追加して開示すべき公文書を発見することはできなかつたと説明しており、この点に不自然、不合理な点があるとまではいえないことから、実施機関の探索の方法や範囲は不合理なものとはいえない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、先行決定において地籍調査の成果の一部が開示されているため、他にも地籍調査の成果が存在するはずであると主張する。また、先行決定により開示された文書に付された頁番号が飛び飛びになっており、開示された文書の他に、開示の対象となる文書が存在するはずであるとも、審査請求人は主張している。

まず、地籍調査の成果の一部が開示されているとの主張であるが、地籍調査を実施した市町村は、都道府県に対し、地籍調査の成果を送付した上で、その写し 2 部を添えて認証請求書を提出することとされている。本件開示請求に係る地籍調査でも、浜松市から実施機関に対して、それらの書類が提出されていたものと思われる。

このうち、地籍調査の成果の写しについては、実施主体である浜松市及び管轄法務局に送付されることになっているため（法第 20 条第 1 項）、認証後に実施機関において保有していることはないと考えられ、これを覆す事情も伺えない。

他方、地籍調査の成果について実施機関に確認したところ、実施主体から認証主体への提出義務は法定されているものの（法第 18 条）、認証主体における保管義務は法定されておらず、また、少なくとも認証主体としての事務遂行上、認証事務の完了後に継続的に保管が必要な文書ではないことから、

実施機関においては永年保存文書とは位置付けてきておらず、探索の結果、本件においても、地籍調査の成果の存在は確認できなかったとのことである。

上記のような実施機関の説明に、特段、不自然、不合理な点があるとは認められない。

次に、先行決定により開示された文書に付された頁番号が飛び飛びになっているとの主張であるが、審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、別記2のうち、白紙であったり他の頁と内容が同じであったりしたため、非開示情報該当性の判断対象としていない文書（別記2の表中、類型欄のウ）があること、開示すべき文書だと判断していたが、審査請求人に閲覧をさせていない文書（別記2の表中、類型欄のイ）があることが判明した。

したがって、実施機関においては、別記2の表中、類型欄のウの文書については、非開示情報該当性について判断を行い、改めて開示決定をすべきであり、別記2の表中、類型欄のイの文書については当然に開示の実施を行うべきである。

審査請求人は、この他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1 開示請求の内容

浜松市長から浜松土地改良事務所長あて提出された、昭和 46 年 9 月 17 日付けとされる浜農土指第 29 号「地籍調査事業費による成果の送付及び認証請求について」とそれに係るすべての文書

別記 2 昭和 46 年に浜松市篠原地区で実施された地籍調査に係る認証請求書等

No	マイクロフィルム頁番号	公文書の名称	判断の対象	開示の実施	類型
1	308	認証請求書	○	○	ア
2	—	認証請求書	○	○	ア
3	309	地籍調査工程検査成績表（兼成績証明書）	○	○	ア
4	310	地籍調査工程検査成績表（兼成績証明書）	○	×	イ
5	311	地籍調査工程検査成績表（兼成績証明書）	○	○	ア
6	312	地籍調査工程検査成績表（兼成績証明書）	○	○	ア
7	313	地籍調査工程検査成績表（兼成績証明書）	○	○	ア
8	—	地籍調査工程検査成績表（兼成績証明書）	○	○	ア
9	314	地籍調査工程検査成績表（兼成績証明書）	○	○	ア
10	315	地籍調査工程検査成績表（兼成績証明書）	○	○	ア
11	316	地籍調査工程検査成績表（兼成績証明書）	○	○	ア
12	317	受検平板一覧図	○	○	ア
13	318	成果目録	○	○	ア
14	—	成果目録	○	○	ア
15	319	地籍調査工程検査成績表（兼成績証明書）	○	○	ア
16	320	地籍調査工程検査成績表（兼成績証明書）	○	○	ア
17	321	地籍調査工程検査成績表（兼成績証明書）	○	○	ア
18	322	地籍調査工程検査成績表（兼成績証明書）	○	○	ア
19	323	測量又は調査上の誤差の限度表	○	○	ア
20	—	測量又は調査上の誤差の限度表	×	×	ウ
21	324	国土調査施行令別表第 2-3 に示す誤差の限度と当該作業における誤差の一例との比較	○	○	ア

No	マイクロフィルム頁番号	公文書の名称	判断の対象	開示の実施	類型
22	—	国土調査施行令別表第 2-3 に示す誤差の限度と当該作業における誤差の一例との比較	○	○	ア
23	325	測量又は調査上の誤差の限度	○	○	ア
24	—	測量又は調査上の誤差の限度	○	○	ア
25	326	測量又は調査上の誤差の限度	○	○	ア
26	—	測量又は調査上の誤差の限度	○	○	ア
27	327	測量又は調査上の誤差の限度	○	○	ア
28	—	測量又は調査上の誤差の限度	○	○	ア
29	328	誤り等訂正申立事件処理概要書	○	○	ア
30	329	タイトル不明	○	○	ア
31	330	地籍調査実施前後の地目別筆数面積変動理由書	○	○	ア
32	—	地籍調査実施前後の地目別筆数面積変動理由書	○	○	ア
33	331	篠原地区調査図一部抜粋	○	○	ア
34	332	篠原地区調査図一部抜粋	○	○	ア
35	333	地目別筆数面積変動理由調書	○	○	ア
36	334	地籍調査実施前後の地目別筆数面積変動理由書	○	○	ア
37	—	地籍調査実施前後の地目別筆数面積変動理由書	○	○	ア
38	335	篠原地区調査図一部抜粋	○	○	ア
39	336	篠原地区調査図一部抜粋	○	○	ア
40	337	地目別筆数面積変動理由調書	○	○	ア
41	338	地籍図根三角点網図	○	○	ア
42	—	地籍図根三角点網図	○	○	ア
43	—	地籍図根三角点網図	×	×	ウ
44	—	地籍図根三角点網図	×	×	ウ
45	339	地籍図根三角点網図	×	×	ウ

No	マイクロフィルム頁番号	公文書の名称	判断の対象	開示の実施	類型
46	—	地籍図根三角点網図	×	×	ウ
47	—	地籍図根三角点網図	×	×	ウ
48	—	地籍図根三角点網図	×	×	ウ
49	340	地籍図根三角点網図	○	○	ア
50	—	地籍図根三角点網図	○	○	ア
51	—	地籍図根三角点網図	○	○	ア
52	—	地籍図根三角点網図	○	○	ア
53	341	地籍図根三角点網図	○	○	ア
54	—	地籍図根三角点網図	○	○	ア
55	—	地籍図根三角点網図	○	○	ア
56	—	地籍図根三角点網図	○	○	ア
57	342	地籍図根三角点網図	○	○	ア
58	343	地籍図根三角点網図	○	○	ア
59	—	地籍図根三角点網図	○	○	ア
60	—	地籍図根三角点網図	○	○	ア
61	—	地籍図根三角点網図	○	○	ア
62	344	浜松市篠原地区認証の承認申請区域図	○	○	ア
63	—	浜松市篠原地区認証の承認申請区域図	○	○	ア
64	—	浜松市篠原地区認証の承認申請区域図	○	○	ア
65	—	浜松市篠原地区認証の承認申請区域図	×	×	ウ
66	—	浜松市篠原地区認証の承認申請区域図	×	×	ウ
67	—	浜松市篠原地区認証の承認申請区域図	×	×	ウ
68	—	浜松市篠原地区認証の承認申請区域図	×	×	ウ
69	345	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	○	○	ア
70	—	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	○	○	ア
71	—	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	×	×	ウ
72	—	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	×	×	ウ

No	マイクロフィルム頁番号	公文書の名称	判断の対象	開示の実施	類型
73	346	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	○	○	ア
74	—	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	○	○	ア
75	—	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	×	×	ウ
76	—	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	×	×	ウ
77	347	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	○	○	ア
78	—	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	○	○	ア
79	—	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	×	×	ウ
80	—	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	×	×	ウ
81	348	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	○	○	ア
82	349	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	○	○	ア
83	350	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	○	○	ア
84	351	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	○	○	ア
85	352	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	○	○	ア
86	353	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	○	○	ア
87	354	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	×	×	ウ
88	—	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	×	×	ウ
89	—	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	×	×	ウ
90	—	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	×	×	ウ
91	—	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	×	×	ウ
92	—	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	×	×	ウ
93	355	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	○	○	ア
94	—	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	○	○	ア
95	—	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	×	×	ウ
96	—	静岡県浜松市地籍図（篠原地区）	×	×	ウ
合計枚数			71	70	

※ 類型欄の説明

ア…実施機関が、開示又は非開示の判断対象とし、開示の実施をしたもの

イ…実施機関が、開示又は非開示の判断対象とはしたが、開示の実施をしなかったもの

ウ…実施機関が、開示又は非開示の判断対象としなかったもの

### 別記3 同日付け請求の内容

昭和46年11月12日付け県企第727号「認証書」に係るすべての文書

### 別記4 「地籍調査認証承認請求書浜松市44」の内訳

マイクロフィルム頁番号	公文書の名称
1～303	浜松市内他地区の国土調査に係る承認申請書等及び認証請求書
304～307	浜松市篠原地区の国土調査に係る承認申請書等
308～355	浜松市篠原地区の国土調査に係る認証申請書（別記2）
356～	マイクロフィルム撮影証明

### 別記5 審査会の処理経過

年月日	処理内容	審査会
平成28年9月26日	実施機関から諮問書（意見書）を受け付けた。	
平成28年11月14日	審査請求人から意見書を受け付けた。	
平成29年1月31日	実施機関から意見書2を受け付けた。	
平成29年2月27日	審議	第305回
平成29年3月16日	審査請求人から意見書2を受け付けた。	
平成29年5月2日	実施機関から意見書3を受け付けた。	
平成29年5月29日	審議	第308回
平成29年6月15日	審査請求人から意見書3を受け付けた。	
平成29年6月26日	審議	第309回
平成29年7月25日	実施機関から意見書4を受け付けた。	
平成29年7月31日	審議	第310回
平成29年8月30日	審査請求人から意見書4を受け付けた。	
平成29年10月27日	実施機関から意見書5を受け付けた。	
平成29年10月31日	審議	第313回
平成29年11月24日	審査請求人から意見書5を受け付けた。	
平成29年11月28日	審議	第314回



年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 29 年 12 月 26 日	審議	第 315 回
平成 30 年 1 月 30 日	口頭意見陳述、審議	第 316 回
平成 30 年 2 月 27 日	審議	第 317 回
平成 30 年 3 月 27 日	審議	第 318 回
平成 30 年 4 月 24 日	審議	第 319 回
平成 30 年 5 月 29 日	審議、答申	第 320 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池 田 恵 子	静岡大学教育学部 教授	第 305 回、第 308 回～ 第 310 回、第 313 回～ 第 317 回、第 319 回、 第 320 回
興 津 哲 雄	弁護士	第 305 回、第 308 回～ 第 310 回
大 原 和 彦	弁護士	第 313 回～第 320 回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第 305 回、第 308 回～ 第 309 回、第 313 回～ 第 318 回、第 320 回
牧 田 晃 子	弁護士	第 305 回、第 308 回～ 第 310 回、第 313 回～ 第 320 回
望 月 律 子	静岡県訪問看護ステーション協議会 会長	第 308 回～第 310 回、 第 313 回～第 316 回、 第 318 回～第 320 回
森 俊 太	静岡文化芸術大学文化政策学部 学部長	第 305 回、第 308 回～ 第 310 回、第 313 回～ 第 318 回、第 320 回